

社会福祉法人龍心会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人龍心会（以下「法人」という。）の役員等の報酬等の報酬及び実費弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

- 2 役員等とは、役員その他、評議員、第三者委員、評議員選任・解任委員会委員をいう。
- 3 報酬は、法人と委任関係にある役員及び役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。
- 3 前各号の規定に関わらず、報酬の額は年間で5万円を限度とする。
- 4 報酬は現物で支給する場合もある。

(役員及び役員等の業務報酬等)

第4条 理事長が、法人及び事業所（法人が設置運営する各事業所（以下「法人及び事業所」という。）をいう。）の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

- 2 理事が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。
- 3 役員等が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

(監事の報酬等)

第5条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

- 2 監事が、法人及び事業所の指導検査への立会い及び運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

(第三者委員の業務報酬等)

第6条 第三者委員が、法人及び事業所に係る苦情対応の業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

(評議員選任・解任委員会委員の業務報酬等)

第7条 評議員選任・解任委員会の委員が、評議員選任・解任委員会の業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が、法人及び事業所の運営業務のため、又は第三者委員が苦情対応の業務のため、若しくは評議員選任・解任委員会の委員が評議員の選任・解任に係る業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給する。

2 旅費等は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(重複支給の防止)

第9条 役員が、同一日に開催される理事会及び評議員会のいずれにも出席した場合は、評議員会に係る報酬及び実費弁償費を支給しない。

2 役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に第4条の規定により業務運営に従事したときは、理事会及び評議員会に係る別表1に掲げる報酬及び実費弁償費は支給しない。

3 法人及び事業所の職員を兼務する役員及び役員等は、この規程を適用しない。但し、理事会・評議員会に出席する役員については、第3条で定める額の2分の1を支給する。

(退職慰労金)

第10条 役員等の退職慰労金については原則として支給しない。

2 前項に関わらず、特に功労のあった役員等については、理事会の決議及び評議員会の承認を経て、別表4により支給することがある。

(規程の改廃)

第11条 この規程を改廃する場合は、理事会の決議及び評議員会の承認を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成 16 年 1 月 15 日より適用する。

この規程は、平成 28 年 12 月 4 日より適用する。

別表1（第3条・第5条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬	日額 5,000 円	実費額。但し、自家用車の場合は1kmにつき15円。
評議員会出席報酬	日額 5,000 円	

※但し、現物支給の場合もあり。

別表2（第4条・第5条・第6条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長	日額 17,000 円	実費額。但し、自家用車の場合は1kmにつき15円。
理事・評議員	日額 8,000 円	
監事	日額 8,000 円	
第三者委員	日額 5,000 円	
評議員選任・解任委員	日額 5,000 円	

※但し、現物支給の場合もあり。

別表3（第7条関係）

旅 費	宿泊費	報 酬	その他
実 費	1泊 12,000 円	別表2に同じ	実 費 額

別表4

	在任期間	慰労金の額
理事	1年以上6年未満	0 円
監事	6年以上10年未満	30,000 円
評議員	10年以上	50,000 円